

京都先端科学大学

KYOTO UNIVERSITY OF ADVANCED SCIENCE



KUAS国際学生寮 コミュニティガイドライン

「この一冊で寮のすべてがわかる！」

- ・ 寮スタッフの連絡先
- ・ 入寮・退寮の方法
- ・ 寮のルール
- ・ 寮生活に役立つ情報
- ・ 緊急時の対応方法
- ・ その他

先端大へようこそ

2024年改定

京都先端科学大学 ハウジングオフィス

✉ HOUSING_OFFICE@KUAS.AC.JP



京都先端科学大学 学生寮コミュニティガイドライン 2024

京都先端科学大学学生寮

ハウジング・オフィス

注意:ハンディキャップをお持ちの方で、このコミュニティガイドを別のフォーマットで受け取る必要がある場合は、KUAS ハウジング・オフィス housing_office@kuas.ac.jp までご連絡ください。

入寮希望学生の皆さんへ

京都先端科学大学へようこそ！我々ハウジング・オフィスは、寮生一人一人が勉学に励み、生涯の友情を築くことができるような、サポートと安心のある生活環境の提供をめざしています。初めて一人暮らしをする方も、そうでない方も、このエキサイティングな旅に必要なものがすべて揃うよう、私たちがお手伝いします。

学生寮の一員となったからには、是非あなたの身近にいるハウジング・オフィスの代表者と話してみてください。チューター、コミュニティリーダー(CL)、学生寮の管理人は、皆さんのキャンパスでの日常生活において重要な役割を果たします。定期的なコミュニティミーティングや楽しいイベントも企画してくれます。それらに積極的に参加し、アイデアを出し合いましょう。一緒にこの場所を我が家のように感じていきましょう！

敬具

マイケル・R・スミス

アシスタントディレクター

京都先端科学大学ハウジング・オフィス

目次

ハウジング・オフィスについて	7
行動指針	7
ハウジング・オフィススタッフ	7
ハウジング・オフィスの場所	8
学生寮の方針と規則	8
学生寮に関する遵守事項	8
宿舍について	8
行動審査過程	9
コミュニティ基準	9
寮生が互いに尊重すべきこと	9
非差別およびハラスメント防止方針	9
差別とハラスメント	10
環境維持方針	10
入退寮および費用について	10
入寮・退寮に関する連絡	10
入寮時	11
退寮時	11
在寮期間	12
在寮期間中の退寮	12
在寮期間の延長	13
寮費の支払い	13
ミールプラン	14
リネンレンタル	14
連絡	15
緊急連絡先の提出	15
電子メールによる連絡	15
不在通知	15
学生寮内の設備と生活について	15
学生寮の部屋の種類	15
居室の備品	15
居室の装飾	16

冷暖房.....	17
インターネットサービス	17
トイレの使用について.....	17
共用スペース.....	17
調理に関するガイドライン.....	17
電気器具ガイドライン	18
使用可能な電化製品のリスト.....	18
B・C 棟での使用許可調理器具.....	19
洗濯施設.....	20
洗濯物の干し方について.....	20
下駄箱.....	20
郵便物.....	20
学生寮のメンテナンス	21
メンテナンスのための入室	21
清掃・修理・修繕.....	21
共用キッチン・ラウンジ設備.....	22
階段、廊下、玄関、エレベーター	22
ゴミとリサイクル	22
セキュリティ.....	22
所有物等財産に対する責任.....	23
入退室管理、学生証カード、鍵	23
防犯カメラ.....	23
鍵によるセキュリティ対策.....	23
災害および困ったときの対応.....	23
火災への対応.....	23
地震.....	24
悪天候.....	24
水漏れ.....	25
避難訓練.....	25
火災防止と消防設備	25
救命リソースと救急車.....	25
学生証カードの紛失・破損.....	25
ルームキーの紛失・破損	26

学生寮での拾得物について	26
長期休暇中の相談先	26
病気になったら	26
病気が重症化したとき	27
学生寮での衛生管理	27
安全衛生検査	28
健康とウェルビーイング	28
アレルギーと健康	29
自転車、オートバイ、その他移動手段について	29
自転車、バイク等の登録	29
自転車、スケートボード、キックボード	29
バイク	29
訪問者	29
訪問者について	29
立ち入り制限区域	31
食材宅配(ウーバー等)	31
違法行為・迷惑行為	31
盗難	31
暴力・喧嘩	31
違法ダウンロード	31
銃器、武器、爆発物	32
アルコール、タバコ、麻薬について	32
破壊行為	32
喫煙	33
不審物を発見した場合	33
目覚まし時計	33
ろうそく、ガスバーナー、その他火器	33
騒音	33
その他迷惑行為	33
無断立ち入り・使用について	34
勧誘と募金活動	34
チラシおよびポスターの掲示	34
事故相談・メンテナンス依頼	34

すべての寮生が快適に生活するために.....	34
その他の学生用宿泊施設	34
エモーショナル・サポート・アニマル(ESA)	34
ハンディキャップのある学生への配慮	34
介助動物.....	35
命を大切に	35
楽器.....	35
ペット.....	35
研究.....	35
コミュニティへ参加	35
チェックインミーティング	35
コミュニティ評議会.....	36
メンタープログラム	36
学友会.....	36
クラブ活動.....	36

電話帳、住所録、火災/地震時の避難場所および悪天候時の対応方法、届出リンク

ハウジング・オフィスについて

本学のハウジング・オフィスは、400人以上の寮生をサポートし、学業での成功と人間的成長を促進することに専念し、寮生間の関係性の構築、対人スキル、健康、責任感の向上を目指した取り組みを行います。

行動指針

ハウジング・オフィスの使命は、日本人学生および留学生間の協力と文化交流を促進し、安全で便利、かつ包括的な住環境を確立することです。寮生が学業、社会、文化面で優れた成果を上げ、多様性を受け入れ、永続的な友情を築けるような雰囲気醸成することに努めています。

ハウジング・オフィススタッフ

ハウジング・オフィスは、本学学生寮に関するすべての責任を担っています。ハウジング・オフィスは専門スタッフと学生スタッフで構成されています。

◎専門スタッフ

- ・ ハウジング・オフィス アシスタントディレクター

ハウジング・オフィス アシスタントディレクターは、学生寮の運営全般を管理します。学生スタッフ(チューターやコミュニティリーダー)の雇用管理・監督、寮生の寮生活に関する相談への対応、寮規程の作成や改訂に関する担当部署へのアドバイス等を行います。

- ・ ハウジング・オフィス事務スタッフ

ハウジング・オフィス事務スタッフは、事務的な仕事を担当しています。スタッフの配置、部屋割り、家賃処理、方針策定、公示発行など、学生寮の運営に関する事柄のサポートを担当します。また、寮生や訪問者からの質問や相談にも対応しています。

- ・ 管理人

A・B・D・E棟には管理人室があり、朝から夕方まで管理人が常駐しています。管理人は、キャンパスや地域の電話番号等の情報の提供および学生寮の方針や手続きに関する質問に答える等、緊急時のサポートを行います。また、管理人は建物の出入りを監視しています。面会時間中にA・B・D・E棟を訪れる訪問者は、管理人室でサインをする必要があります。

◎学生スタッフ

- ・ コミュニティリーダー(CL)

コミュニティリーダー(CL)とは、担当学生寮に居住する大学院生や研究者などの上級生、教授、事務職員等です。CLは学生寮の広報担当者として、寮内のイベントや社会活動を企画します。緊急時には、学生寮の連絡窓口としてチューターに適切な対応を指示します。

・ チューター

チューターとは、担当学生寮に居住する学生スタッフです。寮生間の交友関係形成の促進や寮生への情報提供・指導のほか、寮生の各種問題対応、CLの補佐、イベントの企画・運営などを担当します。

チューターは、ハウジング・オフィスや管理人とともに、学生寮についての相談窓口となりますので、学生寮に関する質問がある場合は、まずチューターに連絡してください。

また、夜間(午後9時～午前6時)も対応するため各担当寮に待機しています。夜間に緊急の問題が発生した場合は、チューターに電話するか、チューターを直接訪ねてください。チューターの電話番号は電話帳を参照してください。

チューター、コミュニティリーダー等の詳細や選考プロセスについては、キャンパス内の掲示や先端なびで確認できます。ハウジング・オフィス学生スタッフの募集は、冬と夏の年2回実施されます。2年生以上の学生はぜひ応募してください。

ハウジング・オフィスの場所

ハウジング・オフィスは太秦キャンパス北館2階、学生センター内にあります。受付時間内であればいつでも訪問・質問が可能です。電話またはEメールでも問合せできます。

学生寮の方針と規則

以下の方針と規則は、本学の学生寮における寮生と訪問者の行動を規定するものです。違反の申し立ては、方針と規則の両方に対する違反とみなされることがあります。

本学の学生寮に関する方針および規則に違反した場合、以下の措置が取られることがあります：方針と規則の見直し、在寮についての見直し、ハウジング・オフィス行動委員会への付託、学生課行動委員会への付託、および/または法執行機関への付託。これらの措置は、同時に、別々に、および/または独立して行われることがあります。

学生寮に関する遵守事項

学生寮に居住するすべての寮生は、本コミュニティガイドラインに記載されている諸条件、方針、および学生寮使用条件同意書、本学の校則に明記されている諸条件、方針、ならびに適用されるすべての国および地域の法律を読み、理解し、遵守することが求められます。

また、寮生は、ハウジング・オフィスまたはその代理人が発行する電子メール、ポスター、ポリシーの更新、または書面/口頭の通知を通じて伝達されるすべての情報を遵守する必要があります。これらの方針と手続きは、学生寮を訪れる訪問者にも適用されます。

これらの方針、規則、規定を守らなかった場合、書類送検、懲戒処分、京都府警の介入、学生寮からの退寮、退学処分を受けることがあります。これらの措置は、同時もしくは個々に執られます。学生寮の規則に関する問い合わせは、ハウジング・オフィスまでご連絡ください。

宿舎について

すべての寮生は、学生寮使用条件合意書を提出する必要があります。学生寮使用条件合意書は、寮費、入寮・退寮条件などを定めたものです。寮生には学生寮使用条件合意書に基づく行動が求められます。

行動審査過程

本学学生寮における環境の維持のために、ハウジング・オフィスは行動審査規則を採択し、行動審査過程および行動審査委員会を設置しています。ハウジング・オフィスは、寮生が本コミュニティガイドラインおよび/またはハウジング契約に違反する疑いがある場合、調査を監督し、行動審査過程を確認します。

コミュニティ基準

寮生は本学のコミュニティの一員であり、個人の成長と相互尊重を大切にできる多様な環境の中にいます。すべての寮生は互いに大学の理念である包括性を尊重し、バックグラウンド、信条、アイデンティティの違いを認め、尊重します。

本学学生寮では、寮生が社会参加に不可欠なスキルと視野を養うことができる環境を提供しています。多様な背景、人種、宗教、信条、性的指向、能力、文化を持つ寮生やスタッフが暮らしています。

本ガイドラインの「非差別およびハラスメント防止方針」に詳述されているように、当コミュニティは様々な要因による差別やハラスメントを禁止しています。寮生およびスタッフ双方の責任のもと、寮生が本学コミュニティの多様性に貢献し、相互理解と積極的交流が行われます。

多様な視点や文化に関わることで、私たちは大学での経験を豊かにし、新たな理解や視点を得ることができます。

寮生が互いに尊重すべきこと

学生寮のコミュニティを滞りなく運営するためには、寮生が互いに配慮し、マナーを守る姿勢が重要です。寮生が互いに尊重すべきことは以下の通りです。

- ・ 清潔な建物と部屋に住むこと
- ・ 個人のプライバシーを守ること
- ・ 寮生間で互いの所持品を尊重すること
- ・ 苦情を解決すること（ハウジング・オフィスがサポートします）
- ・ 自室で不当な干渉を受けずに勉強すること
- ・ 騒音などによる不当な妨害なしに睡眠をとること

非差別およびハラスメント防止方針

本学は、生活、学習のために公正かつ尊重される環境を育成するよう取り組んでいます。その一環として、人種、肌の色、性別(妊娠を含む)、性的指向、性自認、民族性、国籍、宗教、年齢、障がいに基づくハラスメントや差別を禁止しています。ハラスメントや差別を行った場合は、停学・退学を含む適切な措置をとります。

また、雇用、教育、組織的サービス、その他活動において、偏見による差別を行いません。学生、職員に関する決定が、偏見の要因によって左右されることはありません。本学は、このような偏見のない組織環境を維持することを確約し、このような偏見の影響に対する方針を改めて表明します。

本学の非差別およびハラスメント防止方針の詳細については、大学総務部(soumu@kuas.ac.jp)にお問い合わせください。

差別とハラスメント

学生寮における差別とハラスメントに関する方針は以下の通りです。

- ・ **差別**とは、人種、肌の色、性別、妊娠の有無、性的指向、性自認、民族性、国籍、宗教、年齢、障害等の個人的特徴に基づいて、個人を不当に扱うことである
- ・ **ハラスメント**とは、威圧的または敵対的な環境を作り出すことで、学習、仕事、生活環境を不当に妨害するほど深刻かつ/または広範な、人に向けられた歓迎されない言葉や身体的な行為と定義される。これには、いじめ、いたずら、その他の好ましくない行為が含まれる

ハウジング・オフィスは、差別やハラスメントに対してゼロ・トレランス・ポリシー(例外的行為を認めない方針)を掲げており、ハウジング・オフィスのスタッフはすべての申し立てに対応します。

差別やハラスメントがあった場合は、チューターやハウジング・オフィスに報告してください。

環境維持方針

ハウジング・オフィスでは、すべての寮生に環境に配慮した持続可能な生活習慣を身につけることを強く奨励しています。これには、不要な電化製品の電源を切ること、水の使用を最小限に抑えること、リサイクル可能なゴミを適切に処理することなどが含まれます。

水や電気を過剰に消費した場合(例:不在時にエアコンのスイッチを切らないことが頻繁にある等)、またはゴミを不適切に処理した場合、ハウジング・オフィスの判断により、追加の清掃費または光熱費が請求される場合があります。

以下の生活習慣を守るよう心掛けましょう。

- ・ **使い捨てプラスチックを減らす**: 授業に水筒を持参する
- ・ **リサイクル**: ほとんどの寮にペットボトル、プラスチックゴミ、缶・ペットボトル用のゴミ箱を設置。ゴミを分別すること
- ・ **電気の節約**: 電気を使わないときは、電気や器具のスイッチを切ること。エアコン、パソコン、テレビ、照明などは、留守中つけっぱなしにしないこと
- ・ **水の節約**: 平均的なシャワーは1分間に1ガロンの水を使用する。過剰な水の浪費を避けるため、シャワーは短時間で済ませるよう心掛ける
- ・ **水漏れ**: 蛇口やシャワー等からの水漏れは、チューターや管理人に報告すること

入退寮および費用について

入寮・退寮に関する連絡

入寮資格の通知、学生寮および居室の割り当ての通知、入寮・退寮手続きの通知などの情報は、本学のメールアドレスを通して連絡されます。

これら情報についての質問や不明な点は、ハウジング・オフィスに相談してください。

入寮時

入寮希望者は、ハウジング・オフィスが指定した日時に指定された寮に入寮することができます。

1. 入寮日までに、入寮希望者は以下を求められます

- ・ 学生寮使用条件同意書への署名とハウジング・オフィスへの提出
- ・ 初期費用の支払い(詳しくは学生寮使用条件合意書をご覧ください)

2. 入寮期間は、本学により指定されています。新学期が始まる前に、ハウジング・オフィスから指定の入寮期間をお知らせします。

- ・ 入寮希望者は、各自で荷物の搬入を行うこと(A・B・D・E 棟の 1F 共用部以外への来客は禁止)
- ・ 引越し業者に依頼する場合は、事前にハウジング・オフィスに連絡し、許可を得ること。また、引越し業者による荷物の搬入時には、必ず入寮者本人が立ち会うこと
- ・ ハウジング・オフィスのスタッフは、寮生の荷物の受領および受け渡しは担当しません。
- ・ 寮生用の駐車場はありません。入居時車で搬入する場合は、荷物を降ろした後、すぐに車を移動してください。
- ・ 学生寮の個室には基本的な家具が設置されています。そのため、ベッド、机、ロフトなどの大型家具の運び込みはできません。障がいのある方など、特殊な備品が必要な場合は、ハウジング・オフィスにご相談ください。

入寮希望者が、学期の授業開始日の午前 9 時までに入寮しなかった場合(入学しなかった場合)、本学は当該希望者の入寮資格を取り消し、諸費用を課します。入寮しなかった部屋は、ハウジング・オフィスの裁量により、別の入寮希望者に割り当てることができます。

本学の E メールアカウントを通して、入寮予定者の到着が遅れる旨の通知をハウジング・オフィスが受け取った場合、本学は可能な限り当該学生の入寮資格を維持するよう努めます。

3. 居室使用開始時の報告

指定された寮への入寮後 48 時間以内に、各寮生は、不足している備品および通常使用による消耗の範囲を超えて破損している物品をハウジング・オフィスに E メールで送らなければなりません。退寮時、入寮時に報告しなかった破損物や紛失物がある場合、寮生は原状復帰の責任を負うことになります。

退寮時

退寮について、以下の手続きを行ってください。

1. 退去時の部屋点検について、管理人に予約を取ってください。退去日に室内点検を行います。

- ・ 部屋の掃除は事前に済ませておくこと
 - ・ 平日午前 9 時から午後 4 時まで実施
2. 破損、清掃不足、放置物などが発見された場合、追加清掃・処分費用は当該寮生の負担となります。
 3. 学生寮使用契約書に記載された期日までに退去しない場合、ハウジング・オフィスの判断により、退去に伴う部屋の清掃や荷物の撤去費用を請求される場合があります。

搬出時、訪問者は、A・B・D・E 棟の 1F 共用スペースのみ立ち入ることができます。

- ・ 引越し業者に依頼する場合は、事前にハウジング・オフィスに連絡し、許可を得ること。また、引越し業者による荷物の搬出作業には、必ず当該寮生本人が立ち会うこと
- ・ ハウジング・オフィスのスタッフは、寮生の荷物を受け取ったり、保管したりすることはできない
- ・ 寮生用の駐車場はないため、退寮時に車を使用する場合荷物を積んだらすぐに車を移動すること
- ・ 契約は退寮月の末日までとする
- ・ 退寮月の末日まで寮費を支払う。寮費の日割り計算はできない

在寮期間

寮生が在寮できる期間は、原則として、在寮期間終了日までの期間であり、ハウジング・オフィスが指定した期間までです。ハウジング・オフィスにより在寮期間終了前に学生寮使用条件同意書が破棄された場合、当該寮生は破棄の通知後 24 時間以内に退寮しなければなりません。退寮日等これら期間は、ハウジング・オフィスの裁量により調整される場合があります。

在寮期間中の退寮

在寮期間終了前に退寮を希望する場合、以下を確認してください。

1. 退寮予定日の 4 週間前までに退寮通知書を提出してください。
 - ・ 退寮日の月の末日に、学生寮使用契約が終了する
 - ・ 退寮日の月の全月分の寮費を支払うこと(寮費 1 か月分の満額)。退寮日までに学生寮で過ごした日数に基づく日割り寮費の算出および減額はできない
2. 退寮希望寮生は、学生寮の居室からすべての私物を撤去し、チェックアウト手続きを行い、所定の日時までに部屋を引き渡さなければなりません。
3. 退寮時に管理人による居室の点検を実施します。事前に管理人と日程と時間帯を相談してください(居室点検は、退寮日の前日または当日の平日に行います)。
 - ・ 部屋の掃除は事前に済ませておくこと
 - ・ 管理人による点検は、平日午前 9 時から午後 4 時までの時間中に実施する

4. 破損、清掃不足、遺棄物等が発見された場合、追加清掃・処分費用は退寮希望者の負担となります。
5. 退寮希望者が退寮日までに退寮しない場合、本学の判断により追加寮費を請求する場合があります。

退寮時の荷物の移動は退寮希望寮生自身で行ってください。その際の A・B・D・E 棟の 1 階共用部以外への立ち入りは禁止されています。

- ・ 退寮希望寮生が引越し業者に依頼する場合は、事前にハウジング・オフィスに連絡し、許可を得ること。また、引越し業者による荷物の運び出しには、必ず退寮希望寮生本人が立ち会うこと

ハウジング・オフィスのスタッフは、荷物を受け取ったり、保管したりすることはできません。

寮生はキャンパス内の駐車場を利用できません。退去時に車を使用する場合は、荷物を積んだら、すぐに車を移動してください。

また、本学からの退寮勧告に自発的に従わない場合、不法侵入の罪で刑事訴追され、本学の審査手続きの結果、懲戒処分を受ける可能性があります。学籍が取り消された場合、配偶者(内縁を含む)、および扶養している子供も、学生寮の使用または占有はできなくなり、当該者と同様に不法侵入の罪で刑事訴追され、本学の審査手続きの結果、懲戒処分を受ける可能性があります。

在寮期間の延長

学生寮の定員が許す限り、寮生は本学との住居契約を更新し、最長 2 年間 KUAS の学生寮に住むことができます。

在寮期間の延長を希望する場合は、在寮期間終了の 90 日前までにハウジング・オフィスに「延長申請書」を提出してください。ハウジング・オフィスは申請書を受付後、学生寮の定員を確認・判断し、その結果を通知します。延長申請書は、上記のリンクまたは以下の QR コードからアクセスできます。

寮費の支払い

家賃、リネンレンタルやミールプランなどの費用はすべて、費用が掛かる月の前月 6 日までに納入しましょう。家賃以外の追加サービス費用が未納の場合、これらサービスの利用を停止することがあります。支払いがこの期限に間に合わないことが予想される場合は、期日までにハウジング・オフィスに連絡してください。また、3 ヶ月以上連続して寮費の支払いがない場合は、在寮契約が解除されます。寮費の支払いに関する詳細については、学生寮使用合意書も参照してください。

- ・ 寮費またはその他費用の値上げは、該当する寮生に書面で通知される
- ・ 学生寮の広さは入寮費と関係しない
- ・ 本学では、学生との正式な連絡方法として E メールを認めており、学生の大学 E メールアカウントが正式な E メールアドレスとしている。学生寮の割り当てやその他の請求関連事項に関する情報やその他の連絡事項は、本学の E メールアドレスに送信される。従って、タイムリーに通知が受け取れるよう、大学の E メールアカウントのメールボックスを日頃から定期的に確認することを強く推奨する

- ・ 保護者(または保証人)は、寮生が何らかの理由で支払いを怠った場合、支払い額のすべてを本学に支払うこと

ミールプラン

B・C・D・E 棟の寮生のうち希望者は、太秦キャンパスの食堂で提供するミールプランを申し込むことができます。ミールプランは、平日 2 食(朝食・夕食)の提供で、月額 20,000 円、1 食あたり約 500 円です。

◎A 棟の食事

A 棟の寮生には、平日 2 食(朝食・夕食)が太秦キャンパスの食堂で提供されます。この費用は A 棟の寮費に含まれており、キャンセルすることはできません。

◎太秦キャンパス食堂営業時間

朝食： 午前 8:00～午前 8:40

夕食： 午後 6:00～午後 7:30

リネンレンタル

A・B・D・E 棟の寮生は、リネン類(ベッドシーツ、枕カバーなど)をレンタルできます。入寮手続き時にレンタル希望の確認があります。レンタルを申請した場合、退寮日までキャンセルはできません。リネンレンタルを申請すると、月 2 回新しいリネンと交換されます。リネンレンタルの料金は月額 1,650 円で、寮費と一緒に入金となります。

リネンレンタルには以下のものが含まれます。

- ・ ベッドパッド
- ・ ベッドシーツ
- ・ 毛布
- ・ 掛け布団(2 枚、夏用・冬用)
- ・ 掛け布団カバー
- ・ 布団
- ・ 枕
- ・ 枕カバー

ベッドシーツ、掛け布団カバー、枕カバーは定期的に洗濯し、新しいものに交換します。

連絡

緊急連絡先 の提出

安全規則を遵守し、緊急時や危機的な状況下での効果的なコミュニケーションを促進するため、すべての寮生は、ハウジング・オフィスに連絡先情報を提出します。この情報には、当該寮生の氏名、学生寮の部屋番号、速やかに連絡が取れる電話番号を含みます。

電子メールによる連絡

学生寮における公式な連絡手段は、電子メールです。ハウジング・オフィスは定期的に本学のメールアカウントを通して寮生に公式なお知らせを送ります。

オリエンテーションのお知らせ、寮生との面談時間、寮費のお知らせ、寮行動に関するお知らせ、退寮手続き、その他のお知らせなど、重要な情報が届いていないか、定期的に KUAS メールをチェックし、各自が責任を持って、メールに記載されている情報を確認し、適宜返信するようにしましょう。

不在通知

緊急時の連絡および郵便物の対応のため、2泊以上学生寮を不在にする場合は、不在前日までにハウジング・オフィスに不在届を提出してください。不在期間が延長された場合、新しい不在届に新しい帰寮日を記入して提出すること。

- ・ 不在届を提出しない場合、コミュニティガイドライン違反とみなす
- ・ 不在届は上記のリンク、または以下の QR コードからアクセス可能

学生寮内の設備と生活について

学生寮の部屋の種類

2024年現在、本学の学生寮はすべて1人用の部屋として設計されています。各寮生に個室(以下、『居室』という)が割り当てられ、居室には割り当てられた寮生のみが居住できます。

- ・ A棟は、男女別にフロア分けされた男女共用の学生寮である
- ・ B・D・E棟は、男女別の学生寮であり、B棟とD棟は男子学生用、E棟は女子学生用である
- ・ C棟とK棟(亀岡)は、男女共用のアパートメントタイプの学生寮で、男女別に部屋が分かれている

入寮希望者が既婚者等のため、二人部屋、家族部屋等の住居を必要とする場合は、ハウジング・オフィスに相談してください。また、既婚学生、内縁関係がある学生および/または扶養している子供がいる学生については、学生の配偶者(内縁を含む)およびハウジング・オフィスに登録されている扶養している子供のみが、居室を使用することができます。

居室の備品

各学生寮の部屋には、ベッドフレーム、マットレス、机、椅子などの備品が基本的に備え付けられています。部屋の広さや窓の大きさは部屋やアパートによって異なります。

A・B・D・E 棟では、リネン(ベッドシーツ)の貸し出しを行っています。詳しくは本コミュニティガイドラインのリネンレンタルの項をご覧ください。

B・C 棟には専用キッチンがあり、シンク、IH バーナー、ミニ冷蔵庫が備え付けられています。

寮生は居室から本学設置の家具を持ち出すことはできません。また、共用スペースや他の寮生の居室から自室に物品を移動することはできません。

また、寮生は、自室の床や壁の塗装、壁紙の張替えおよび再塗装、改装等ではできません。経年による破損等で壁等に補修が必要な場合、管理人またはチューターに申し出てください。

ロフトの設置は許可されていません。ロフトの設置が許可されているのは、あらかじめロフトが設置されている学生寮のみです。個人でロフトを設置した場合、ロフト撤去のための清掃費用が発生します。

居室の装飾

以下の方針は、寮生が設置した部屋の装飾に関するものです。

- ・ 電気器具は「電気器具ガイドライン」と「調理に関するガイドライン」に従うこと
- ・ カーテンやカーペットは難燃性のものを使用すること
- ・ 光源を紙や火災の原因となるようなもので覆ってはならない
- ・ 壁に穴を開けないこと。テープ、釘、ネジ、ポスター台紙、ネジ台紙の使用禁止
- ・ 部屋のドア、家具、ガラス面、大学の所有物などにステッカーなどを貼らない
- ・ 部屋にペンキを塗ることはできない
- ・ コンセント、サーモスタット、換気口、煙探知機、火災報知器、消火器、AED などの生命安全装置の作動を妨げるような飾り付けをしない
- ・ 窓やバルコニーに装飾品を吊るさないこと(火災の危険があるため)。また、窓やバルコニーから物を投げないこと
- ・ 廊下の天井からの装飾禁止
- ・ ドアのガラス部分に視界を遮るようなものを飾らない
- ・ 給排水設備や電気設備の改造禁止
- ・ 学生寮の敷地を汚す、破損させる、火災の危険を生じさせるような装飾禁止
- ・ 退寮時は部屋を元の状態に戻すこと。退去の際、装飾品や備品は当該寮生の責任で撤去すること。これを怠った場合、清掃費用が発生する
- ・ 木、葉、枝で作られた植物によるデコレーションの禁止
- ・ プラスチック製の装飾は可能。共用スペースの装飾は、コミュニティの専門スタッフおよび大学院スタッフの承認を得ること

- ・ 人工雪、クモの巣、グリッターなど、取り外しが困難なもの、または取り外す際に破損する恐れのあるものによる装飾の禁止。万が一、破損が生じた場合、当該寮生は清掃費用を請求される

冷暖房

学生寮の各部屋には冷暖房機器が設置されており、室温の調節が可能です。エアコンの操作方法や故障については、チューターに相談してください。寮生は環境維持のため、不在時には冷暖房を切るようお願いします。

インターネットサービス

すべての学生寮の個室に高速ワイヤレスインターネットが完備されています。接続するには、各学生寮のインターネットサービスの指示に従ってください。

同じ学生寮の寮生は、共用のインターネット接続を利用しますが、さらに帯域幅が必要な場合は、個人でワイヤレス・インターネット・サービスを購入することも可能です。ただし、壁に穴を開ける/ケーブルを敷設する等が必要になる有線インターネットサービスの設置は許可されていません。

インターネット接続に関する問題は、チューターまたは管理人に相談してください。

トイレの使用について

トイレが詰まるのを防ぐために、次のことを守ってください。

- ・ トイレトペーパーは適量を使用すること
- ・ トイレを詰まらせないために生理用品、ウェットティッシュ、ペーパータオルなどはトイレに捨てないこと(トイレが詰まる原因になるため)
- ・ トイレが詰まっているようなら、それ以上は流さない(オーバーフローの原因になるため)
- ・ トイレがあふれた場合は、トイレの下にある止水栓で水を止め、浸水を防ぐこと

トイレが詰まったり、あふれたりした場合は、すぐに管理人またはチューターに連絡してください。

共用スペース

個人に割り当てられていないスペースは、たとえ空いているように見えても占有(居住)することはできません。ラウンジやその他の共用スペースには、共用の家具や備品が用意されています。共用備品を自室に持ち込むことは禁止されています。

調理に関するガイドライン

- ・ 寮生の居室での調理は特定の器具に限定される。許可された調理器具の詳細については、本コミュニティガイドラインの「使用可能な調理器具リスト」と「B・C棟での使用許可調理器具」の内容を参照すること。
- ・ A・B・D・E棟には共用ラウンジ/共用キッチンが設置されており、これらエリアでは、本学が設置した調理器具のみを使用することができる

- ・ その他、「電気器具ガイドライン」に記載されている調理器具は、寮生の居室で使用できる
- ・ 電気器具に記載されているその他の調理器具は、学生室内で使用する
- ・ 追加許可調理器具は、寮生個人のキッチンで使用する
- ・ 携帯用調理器具や火を使用する器具は、どの学生寮でも使用を禁止する(ただし、本学が共用キッチンに設置したオープンやコンロは除く)。

電気器具ガイドライン

学生寮の電気容量は、寮生一人当たり約 **1,500 ワット** に制限されています。電気容量に負荷をかけると、火災や安全上の問題が発生する可能性があります。また、学生寮で使用するには危険な電気器具もあります。そのため、学生寮内で使用できる電化製品は許可されたもののみになっています。

詳しくは、使用可能な電化製品リストと B・C 棟での使用許可調理器具を参照してください。

- ・ ドライヤー、電気ポット、トースター、コーヒーマーカーなどのワット数の高い電化製品は、電気システムに過負荷をかけないように、同時に使用せず、控えること。これらの電化製品は、使用可能な電化製品リストの★印で示されている
- ・ サージ防護機器、延長コード、複数のコンセントアダプターは、絶対に直列に接続しないこと。コンセントが過熱し、火災の原因となることがある。

使用可能な電化製品のリスト

以下は使用を許可している電化製品と最大許容ワット数のリストです。これらの電化製品はすべての学生寮で使用が許可されています。

◎小型家電

- ・ デスクランプ(LED 電球): デスクランプ(LED 電球):10 ワット
- ・ 目覚まし時計:5 ワット
- ・ 携帯電話充電器:10 ワット
- ・ ノートパソコン:200 ワット
- ・ プリンター: 50 ワット

◎調理家電

- ・ ミニ冷蔵庫(最大容量 60 リットル): 200 ワット
- ・ 卵焼き器: 400 ワット
- ・ 電気ケトル:1000 ワット(★)
- ・ コーヒーマーカー:800 ワット(★)

- ・ 炊飯器：800 ワット(★)

◎娯楽・通信機器

- ・ テレビ(LED、小型～中型)：150 ワット
- ・ ゲーム機：200 ワット
- ・ Bluetooth スピーカー：20 ワット
- ・ ラジオ／ステレオ：20 ワット

◎パーソナルケア家電

- ・ 電動歯ブラシ：2 ワット
- ・ 電気シェーバー：15 ワット
- ・ 縮毛矯正・カーラー：200 ワット
- ・ ヘアードライヤー：1000 ワット(★)

◎楽器(ヘッドホンを使用すること)

- ・ 電子ピアノ／キーボード 50 ワット
- ・ エレキギター 30 ワット
- ・ デジタルドラムセット 50 ワット
- ・ ヘッドホンで使用可能なその他類似の楽器

◎空調機器

- ・ 扇風機：10～50 ワット
- ・ 加湿器 30～50 ワット
- ・ 空気清浄機 50～100 ワット

◎その他の電化製品

- ・ その他 100 ワット未満の雑多な個人用電子機器

B・C 棟での使用許可調理器具

B および C 棟の寮生は、上記の調理器具に加え、以下の調理器具を居室のキッチンで使用することができます。

これらの調理器具はロビー、ラウンジ、その他の共用スペースでは使用できません。また、寝室での使用も禁止されています。寮生専用のキッチンエリアでのみ使用できます。

◎調理器具

- ・ 電子レンジ:700 ワット(★)。
- ・ エアフライヤー:800 ワット(★)。
- ・ サンドイッチメーカー:800 ワット
- ・ トースター／オーブントースター: 800 ワット(★)
- ・ 電気ポット: 1000 ワット(★)
- ・ 電気ホットプレート: 1000 ワット (★)
- ・ 小型 IH コンロ:1000 ワット(★)

洗濯施設

学生寮にはコインランドリーを設置しています(一部を除く)。使用方法は、各ランドリールームの掲示で確認できます。学生寮のコインランドリーは、寮生が私物を洗濯する目的でのみ使用できます。

本学は、ランドリー施設内での私物の破損、紛失、盗難について、いかなる責任も負いません。洗濯物の盗難があった場合は、チューターまたは管理人に報告してください。

ランドリー施設に放置された洗濯物は、放置物とみなされ、適宜撤去されます。洗濯物の管理は寮生各自の責任にてお願いします。

ランドリー設備が故障した場合は、チューターまたは管理人に報告してください。

洗濯物の干し方について

◎A 棟の洗濯物方針

A 棟のバルコには重量制限があるため、バルコに洗濯物を干したり、その他の荷物やゴミを保管することはできません。

◎B・C・D・E 棟の洗濯物方針

バルコに洗濯物を干すことはできますが、バルコに荷物やゴミを置くことはできません。

下駄箱

本学の学生寮では、寮生と訪問者は室内で靴を脱ぐことが義務付けられています。そのため、すべての学生寮の玄関付近に下駄箱を設けています。寮内では、室内履きかスリッパを利用してください。

郵便物

寮生用の郵便箱は各学生寮に設置されています。寮生は郵便物や小包を指定された郵便受けで受け取ることができます。

郵便物を受け取る際は、必ず自分の名前と部屋番号を確認してください。

民間の宅配サービス(Amazon など)についての質問は、各サービスの窓口で直接問合せしてください。

退寮後は、郵便物が新しい住所に転送されるよう退寮寮生自身で忘れず手配してください。

学生寮のメンテナンス

メンテナンスのための入室

ハウジング・オフィスは、以下の目的のため各居室に立ち入ることがあります。

- ・ 安全衛生検査
- ・ 工事や設備の改善
- ・ 定期的なメンテナンス
- ・ 学生寮と寮生の安全を脅かす緊急事態
- ・ 寮生の十分な睡眠および学修に必要な静かな環境を維持するため

ハウジング・オフィスが定期メンテナンス等ため居室への立ち入る場合、少なくとも 24 時間前までに寮生に通知します。また緊急事態の場合、事前通知なしに入室し、その旨を追って通知します。退室時にドアを施錠します。

寮生の居室は、法執行当局により合法的な理由で搜索されることがあります。犯罪行為が疑われる場合は、裁判官によって発行された搜索令状が使用されます。自明の理由(暴力など)でその場で逮捕された場合は、搜索令状は必要ありません。

清掃・修理・修繕

寮生は、通常、居室、共用ラウンジ、ランドリールーム等、割り当てられた使用スペースを清潔に保つ責任があります。また、本学すべての財産を安全かつ責任をもって使用する責任を負います。

居室について、清掃を行う必要があるとハウジング・オフィススタッフが判断した場合、寮生は、通常の清掃費用を超える清掃費用のすべてを本学に弁済することになります。また、寮生は居室の管理に責任を負い、修繕が必要な場合はハウジング・オフィスに報告しなければなりません。修繕が必要な状況を報告しなかったことによる修繕費用の増加分については、当該寮生が責任を負うことになります。

本学では、各学生寮の共同浴室やシャワーの清掃サービスを提供しています。各学生寮の清掃スケジュールについては、各寮のチューターまたは管理人に確認してください。同様に、すべての学生寮について、ハウジング・オフィスでは定期的なメンテナンスを実施しています。緊急でメンテナンスを希望される方は、各寮のチューターまたは管理人に連絡してください。

日中の連絡： 管理人

夜間の連絡： チューター

居室の他、学生寮における本学の財産に対し、通常の損耗を超えるような破損がみられた場合、破損させた当該寮生に修繕費を請求することがあります(当該寮生の訪問者による破損を含む)。破損のリスクを最小限に抑える

ため、寮生は指定学生寮の部屋を丁寧に扱うことをお勧めします。また、寮生本人またはその保護者が、賠償責任を軽減するために適切な保険に加入することもお勧めします。

また、破損させた当該寮生が損害に対する責任を負えないと本学が判断した場合、当該寮生は、廊下、ラウンジ、共用バスルーム、共用シャワールーム、洗濯施設を含む建物/フロアの共用エリアにある大学の所有物の清掃、修理、交換の費用を他の学生寮/フロア居住者と平等に負担するものとし、本学の裁量により、清掃、紛失、破損にかかる費用の額を決定し、寮生に通知を行います。代金の支払いは、通知に基づいて実施します。

共用キッチン・ラウンジ設備

A・B・D・E 棟には共用のキッチンとラウンジがあります。冷蔵庫、電子レンジ、オーブントースター、トースター、電気ポット、IH コンロなどの設備は、学生寮の間取りによって異なりますが、これら共用設備を清潔に保つことは寮生の責任です。

- ・ 共用の電子レンジを使用する際は、食材が飛び散らないようにラップをかけること
- ・ 共用の冷蔵庫に保管されている食品には、持ち主の名前を書いたラベルを貼ること
- ・ 賞味期限切れの食品は廃棄すること

設備を使用した寮生が後片付けを怠った場合、ハウジング・オフィスのスタッフから指導を受けます。共用スペースに放置された物(食べ物や汚れた食器を含む)は、放置物として扱われ、廃棄されます。

階段、廊下、玄関、エレベーター

階段、廊下、玄関、エレベーター、その他共用スペースは、常に清潔にし、不要な物品をおかないようにしてください。ハウジング・オフィスは、共用スペースにおかれた物品を取り除くことがあります。

階段、エレベーター、ドア等に故障や問題がみられる場合は、管理人またはチューターに連絡してください。

ゴミとリサイクル

ゴミやリサイクルについては、各学生寮の方針に従い、各自で責任を持って処分してください。本学の学生寮では、ゴミを以下のカテゴリーに分別することが義務付けられています。

1.燃えるゴミ 2.ペットボトル 3.ガラス瓶・金属缶

- ・ 上記以外に、電池や段ボール箱など、学生寮によって分別回収ボックスが設置されている場合があります。詳しくは管理人またはチューターに確認すること
- ・ ゴミを適切に処理しない、または共用スペースにゴミを放置する寮生は、警告を受け、ゴミを撤去するよう指導される。ゴミの管理を怠った場合、当該寮生にゴミの撤去費用が請求される
- ・ 共用スペースに放置された汚れた食器、食べかけの食品、賞味期限切れのものはゴミとみなされ、放置された場合は廃棄される
- ・ 学生寮内でのゴミの捨て方がわからない場合は、チューターに確認すること

セキュリティ

所有物等財産に対する責任

本学は、キャンパス内および学生寮内のセキュリティ強化に努めています。しかしながら寮生個人の所有物の紛失、盗難、破損については責任を負いかねます。また、寮生が購入またはリースした物品の紛失、破損、メンテナンスについても責任を負いかねます。

盗難の危険を最小限にするため、寮生は自分の持ち物に注意し、戸締まりを徹底してください。また、寮生およびその保護者は、リスクを軽減するために適切な保険に加入することをお勧めします。

入退室管理、学生証カード、鍵

本学の学生寮への入退室は、カードリーダー、暗証番号(PIN)で保護された出入口、施錠されたドア、出口専用ドア、非常階段、部屋の鍵、学生証カードにより管理されています。これを総称して「学生寮入退室管理システム」と呼びます。

ハウジング・オフィスと寮生により、寮生とその所有物のセキュリティを維持します。そのため寮生は、以下の入退室管理に関する方針を遵守しなければなりません。

- ・ 寮生、訪問者、スタッフは、いかなる時も学生寮入退室管理システムの機能を直接的・間接的に妨げないよう配慮する。ドアを開放したままにする、ラッチ(ドアの側面に突き出た金具)を塞ぐ、寮生が建屋に入ると同時に許可されていない人物が侵入する等は、安全性また防火性を損なうことになる
- ・ 学生証カード、ルームキー、PIN 番号、その他の入退室手段の共有・コピーの禁止
- ・ 窓やベランダから建屋への侵入は緊急時以外許可しない。窓ガラスを破損した場合、破損した当該寮生に修理の費用が請求される場合がある

防犯カメラ

学生寮には 24 時間監視カメラが設置されており、ラウンジ、階段、廊下、玄関などの共用部分や建物の外を監視しています。これらカメラの録画はサーバーに送られ、一定期間保存されます。ハウジング・オフィスとセキュリティ・スタッフは、安全およびセキュリティ上の問題を特定するためにこれらの録画を使用します。必要に応じて、京都府警察と映像を共有することもあります。

鍵によるセキュリティ対策

寮生は個人の持ち物の安全に管理するため、常にドアに鍵をかける必要があります。鍵を持参せず外出してはいけません。寮生には、居室の鍵のみが与えられます。鍵は複製したり、権限のない人に貸したりしてはいけません。

災害および困ったときの対応

火災への対応

火災の発生、または火災報知器が鳴った場合は、寮生とスタッフは以下に従い、直ちに建物から避難してください。

1. 火災報知器が作動した場合、寮生および訪問者は直ちに建物から避難してください。最も近い避難口からできるだけ安全に避難してください。

2. 階段を使って落ち着いて避難する。エレベーターは使用しない

火災報知器が鳴ったときエレベーターに乗っていた場合は、すべての階のボタンを押し、ドアが開いた階で降り、階段を使って避難する

3. 外に出たら、建物から離れた指定の集合場所に集まる。建物の安全が確認されるまで、建物から離れた屋外に留まる

4. 緊急時対応者または大学職員が提供する追加の緊急手順や指示に従う

一時的または永続的な障害により、避難時に支援が必要な方は、ハウジング・オフィスに事前に連絡してください。ハウジング・オフィスのスタッフが、警察や消防の職員と情報を共有し、支援が受けられるようにします。

地震

本学の学生寮は耐震性に優れています。そのため、地震の際は、揺れが収まるまで屋内にいる方が安全です。慌てて外に飛び出すと、落下物で怪我をする危険があります。

日本で販売されているスマートフォンには、「緊急速報メール」アプリがインストールされており、緊急地震速報を受信することができます。

地震が発生したら、以下の手順で行動してください。

1. 地震を感じた、または、緊急地震速報を受信したら、落ち着いて身を守りましょう。地面に伏せ、頑丈な家具の下に身を隠し、揺れが収まるまで待ちましょう。

1.1. 身体を守る場所が見つからない場合は、腕で頭と首を守り、窓や重い物から離れ、揺れが収まるまで室内の壁際に避難する。

1.2. エレベーターに乗っている場合は、エレベーターが地震に反応して自動的に停止し、開きますが、そのまま揺れが収まるのを待ちましょう。揺れが収まったらエレベーターを降りるころ。

2. 揺れが収まったら、同じ学生寮内の他の寮生の安否を確認する。ストーブの転倒、配管の破裂、ガラスの破損など、火災の危険やその他の被害がないか確認する。

2.1. 重傷者がいる場合は、救急車を呼ぶ。

2.2. 火災が発生した場合は、火災報知器を作動させ、建物から避難する。

3. 大規模な地震、または避難指示が出された場合

3.1. 階段を使って落ち着いて避難する。エレベーターは使用しない。所持品のためにその場に留まらない。

3.2. 外に出たら、建物から離れた指定された集合場所に集まる。

3.3. 建物に戻ってよいとの連絡が入るまで、建物の外に留まり、建物から離れる。

3.4. 緊急時対応者または大学職員が提供する追加の緊急手順や指示に従うこと。

悪天候

気象警報(台風、大雪、猛烈な雷雨など)とは、悪天候が予想される場合に、その種類、場所、予想される影響などの情報を気象庁が提供するものです。日本で販売されているスマートフォンには、「緊急速報メール」アプリがインストールされています。これらのアプリでは、地震、津波、テロ攻撃に関するアラートだけでなく、悪天候に関するアラートも受信することができます。

悪天候時の緊急対応

1. 警報が発令されている間は屋内に留まること
2. 竜巻警報(台風に伴うこともある)が発令された場合、自室から避難し、可能な限り窓を避け、屋内の廊下に避難すること
3. 寮に被害があった場合(窓ガラスのひび割れ、屋根の雨漏り、停電など)は、管理人またはチューターに連絡すること

水漏れ

学生寮の居室で水漏れを発見した場合は、すぐに管理人またはチューターに連絡してください。

避難訓練

避難訓練は、各学生寮で学期中少なくとも1回は行われます。避難訓練の際は、火災報知器が鳴った時と同じ要領で、速やかに避難してください。すべての訓練は最低24時間前までに通知されます。適時に避難できなかった場合は、ハウジング・オフィスの委員会または学生センターに連絡されることがあります。

火災防止と消防設備

全学生寮に火災感知器、煙感知器、消火器が設置されています。消火器、煙感知器、防火扉、その他の安全装置を改造することは禁止されています。煙探知機は、決して外したり覆ったりしてはいけません。

学生寮の非常口をみだりにふさぐことは禁止されています。階段の吹き抜けやその他の防火扉を開けてはいけません。可燃物やゴミを廊下や階段に置いてはなりません。

学生寮内で、ろうそくや線香を燃やしたり、火をつけたりすることは禁止されています。

救命リソースと救急車

全学生寮には突然の心停止に陥った人を蘇生させるための自動体外式除細動器(AED)が設置されています。消火器も設置されています。毎年9月に、右京消防署と本学保健室による使用方法の研修を実施しています。AEDと消火器は、各学生寮の共用スペースに適切に配置されており、スタッフと寮生が必要時にすぐ使用できるようになっています。

緊急事態が発生した場合は、すぐに救急車を呼んでください。救急車を呼ぶべき状況かどうかわからない場合は、管理人またはチューターに相談してください。

学生証カードの紛失・破損

学生証カードや鍵の紛失・故障により、学生寮への入室ができなくなった場合は、直ちに管理人または緊急コールセンターに連絡し、臨時のカード・鍵を入手してください。

学生証カードを紛失した場合は、本学ホームページの証明書発行ページより、5,000 円の負担で再発行となります。証明書発行ページには、最終ページのリストまたは QR コードからアクセスしてください。

ルームキーの紛失・破損

部屋の鍵を紛失した場合は、ハウジング・オフィスに連絡してください。

鍵を紛失した寮生には仮の鍵が提供されますが、紛失した鍵が 3 日以内に見つからなかった場合、当該寮生の負担で鍵を交換することになります。

学生寮での拾得物について

学生寮内および周辺にて確認された拾得物は、管理人室にて 1 週間保管されます。持ち主が判明した場合、管理人が連絡を取ります。1 週間経っても持ち主が現れない場合、物品は学生課に移され、3 ヶ月間保管後、処分となります。学生寮での紛失物の相談は、管理人室またはハウジング・オフィスまで問い合わせてください。

長期休暇中の相談先

本学では、長期休暇中も学生寮を開放しています。但し、チューターやコミュニティリーダー、保健室、ハウジング・オフィス等、一部の学内サービスについては、営業時間の短縮や閉鎖場合があります。そのため、緊急の対応が必要な場合は、管理人または緊急コールセンターに連絡することをお勧めします。

病気になったら

初めての一人暮らしでの病気はとても不安ですが、37.5 °C 以上の熱がある場合、保健室では以下の措置を取るようお願いしています。

1. 周囲への配慮を忘れないこと。授業を休み、他人との接触を避け、マスクを着用し自室で休むこと
 - ・ 居室から頻繁に出ない。特に、ラウンジやキッチンなどの共用スペースは避けること
 - ・ トイレの使用可
 - ・ 共用の冷蔵庫の使用は問題ないが、キッチンに長居することは避けること
 - ・ 共用シャワーの使用可。他の学生がシャワーを使用しない日中(午後 1 時～午後 3 時)に使用する。ラウンジや共用スペースでの食事は避ける
 - ・ 他人との密接な接触を避ける。可能な限りマスクを着用する
2. 保健室にメールし、以下の情報を伝える。
 - ・ 学籍番号
 - ・ 氏名
 - ・ 携帯電話番号
 - ・ 学生寮名と部屋番号

- ・ 症状の説明といつ発症したのか
- ・ 体温
- ・ ミールプランの有無（登録の有無）

※保健室は、メールを受信次第早急に返信します。時間外のメールについては、翌営業日に連絡します

3. 担当教員に連絡し、病気で欠席する旨を伝える
4. チューターまたは信頼できる友人に連絡し、食事を届けてもらうこと（ミールプランを利用している場合は、学校のカフェテリアから食事を持ってこることもできる）
5. 保健室から授業再開の許可が出るまで、部屋で安静にすること。感染症の場合は「感染の心配なし」と医師に判断された時点で、隔離が解除される
6. 症状が急に悪化した場合は、遠慮なく緊急コールセンターまたは救急車(119番)に連絡すること

病気が重症化したとき

罹患後、症状の悪化もしくは数日経っても改善しない場合は、保健室に連絡してください。週末など保健室の閉室時に重症化した場合は、緊急コールセンターまたは救急車を呼んでください。

重症の例

- ・ 39℃以上の高熱
- ・ 呼吸困難
- ・ 治まらない胸の痛みや圧迫感
- ・ 錯乱、嗜眠、意識障害
- ・ 嘔吐や下痢が止まらない。脱水症状

学生寮での衛生管理

健康的で快適な生活環境を確保するため、すべての寮生は各自の居室を清潔に保ち、基本的な衛生管理を行ってください。健康的で快適な生活環境を確保するため、すべての寮生は以下の基本的な衛生基準を守ることが求められます。これらの衛生方針に違反した寮生は警告を受けます。違反が繰り返された場合は、ハウジング・オフィスの行動審査委員会に付託されます。

1. 定期的な部屋の清掃

- ・ 個人の持ち物は整理整頓し、床は散らからないようにする。臭いや害虫の発生を防ぐため、ゴミは毎日捨てること
- ・ ホコリやアレルゲンの蓄積を防ぐため、少なくとも週に一度は掃除機をかけること
- ・ アレルゲンの蓄積を防ぐこと

2. 入浴

- ・ 医療上の理由やその他の理由で入浴できない場合を除き、定期的に入浴すること
- ・ 必要に応じて消臭剤を使用すること

3. 手洗い

- ・ トイレの後、食前、食後、ゴミを扱った後は特に頻繁に石鹸と水で手を洗うこと
- ・ 風邪やインフルエンザの流行時期には、ウイルスや細菌の蔓延を防ぐために、適切な手洗いの方法を守ること

4. 洗濯

- ・ ベッドシーツ、タオル、衣類は定期的に洗濯し、衛生状態を保ち、臭いを防ぐこと

5. 食品の保管と衛生管理

- ・ 害虫や悪臭を防ぐため、腐りやすい食品は密閉容器や冷蔵庫で適切に保管すること
- ・ 賞味期限を過ぎた生鮮食品は、購入者が処分すること
- ・ 共用スペースを使用した後は、使用箇所の拭き取りや食器の洗浄など、速やかに後片付けを行うこと。洗った後は、余分な水分を拭き取ること

6. 浴室の衛生管理

- ・ 寮生は、共用および個人のバスルームを清潔に保つことが求められる。衛生を保ち、悪臭を防ぐため、トイレの使用後は必ず水を流すこと
- ・ 個人の衛生用品は適切に処分し、共用スペースに放置しないこと
- ・ トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないこと。詳しくは本ガイドラインの「トイレの使用について」を確認すること

安全衛生検査

居住環境が快適、安全、清潔に保たれていることを確認するため、少なくとも毎学期に1回、安全衛生検査が行われます。

検査では、ハウジング・オフィスのスタッフが各学生寮の個室に入り、部屋および設備について、健康上または安全上の懸念事項を確認します。寮生は、検査予定を事前に知らされますが、検査に立ち会う必要はありません。

健康とウェルビーイング

寮生は、自分自身および他の寮生が身体的・精神的・社会的に良好であるよう努めなければなりません。体調が悪い時は、学生寮内での病気の蔓延を防ぐためにマスクを着用する等、必要な措置をとりましょう。

病気になった場合は、チューターに連絡し、保健室で医師の診断を受けてください。

アレルギーと健康

共同生活を送る学生寮の一員として、すべての寮生は寮内の健康的な環境を維持する責任があります。アレルギーを持つ寮生が最適な空気環境を保てるように、以下のことに注意してください。週に一度は掃除機をかけ、ほこりをためない

- ・ 花粉の季節は窓を閉め、エアコンを利用する
- ・ 窓辺、本棚、机などの表面は湿らせた布で拭く
- ・ 湿ったタオルやバスマット、衣類などは、すぐにラックに掛け、完全に乾燥させる。湿ったものを家具やクローゼットの扉に掛けない

その他、衛生面で気になることがあれば、チューターに報告してください。

自転車、オートバイ、その他移動手段について

自転車、バイク等の登録

本学駐輪場および寮の駐輪場に駐輪する自転車、オートバイは、必ず学生センターに登録してください。登録された自転車・オートバイ等には、本学駐輪場については学生センターから駐車ステッカーが交付されます。学生寮の駐輪場の駐輪ステッカーは、管理人もしくはハウジング・オフィスから交付されます。必ず貼付してください。

自転車、スケートボード、キックボード

- ・ 自転車は本学が用意した自転車保管所に保管することができます。学生寮内では、自転車およびその他運搬器具を保管または運転することはできない
- ・ 自転車保管施設に放置された自転車は撤去され、「放置物ポリシー」の対象となる
- ・ スケートボードやキックボードなどの運搬器具は、寮生の居室に保管することはできますが、寮内で使用することはできない

バイク

- ・ バイクは、本学が用意した駐輪場に保管することができる
- ・ 指定場所以外に駐車している場合は、レッカー移動される。所有者がその費用を負担する
- ・ バイクおよびその他の原動機付運搬具は、学生寮内で保管または運転することはできない
- ・ 医療上の理由で原動機付運搬具が必要な場合は、保健室に登録すること

訪問者

訪問者について

寮生は、責任をもって訪問者を迎え入れるとともに、各学生寮の面会・付き添い・宿泊規則を守らなければなりません。また、他の寮生や近隣住民に配慮する必要があります。

各学生寮の訪問者に関する具体的な規則と方針は以下の通りです。これらの方針に違反した寮生、訪問者が発見された場合、本コミュニティガイドラインの「立ち入り制限区域」の項に従って対処されます。

◎各学生寮の訪問者ルール

○A・B・D 棟

- ・ A・B・D 棟では、管理人室でサインインし、面会時間内(午前 9 時から午後 4 時まで)に 1 階共用スペースでの面会が可能
- ・ 訪問者の寮生の居室への立ち入りは認められない
- ・ 訪問者の 1 階共用スペース以外への立ち入りは認められない

○E 棟

- ・ E 寮は女子寮のため、男性の宿泊はできない
- ・ 女性訪問者は管理人室にてサインの上、面会時間内(午前 9:00～午後 4:00)であれば、1 階共用スペースでの面会が可能
- ・ 訪問者の寮生の居室への立ち入りは認められない
- ・ 訪問者の 1 階共用スペース以外への立ち入りは認められない

○C 棟

- ・ C 棟への訪問は 24 時間可能
- ・ C 棟には連続で 3 日間までの宿泊が可能(1 学期につき合計 7 泊まで)。それ以上の期間の宿泊は、ハウジング・オフィスの許可を要する

◎訪問対応者の責任範囲

- ・ 訪問者は、その訪問者を受け入れる寮生(訪問対応者)が責任者となる
- ・ 寮生は訪問者に対し、学生寮のガイドライン、大学の規則、方針を伝えなければならない
- ・ 訪問対応者は、ハウジング・オフィスの判断に基づき、訪問者によって引き起こされた、いかなる損害に対しても責任を負う
- ・ 訪問者は、訪問者が出したゴミや汚物などを片付ける責任を負う

◎訪問者付き添い方針

- ・ 訪問者は、事前もしくは到着時に連絡し、訪問対応者が学生寮の入口で迎えられるよう調整すること
- ・ すべての訪問者は、学生寮への出入りの他、滞在中は必ず訪問対応者の付き添いを必要とする
- ・

◎訪問者宿泊方針

- ・ C棟においては、来訪者の宿泊が可能
- ・ 3泊以上の連泊は不可
- ・ 1学期につき、合計7日以上の宿泊不可
- ・ これらの制限を超える滞在は、ハウジング・オフィスの承認が必要

立ち入り制限区域

本学では、男女別に入寮制限をしている学生寮があります。A・B・D・E棟では、訪問者は1階の共用スペース以外には立ち入ることができません。

立ち入り制限されている区域(女性専用フロアへの男性の立ち入り等)、学生寮内および周辺での不審者の目撃があった場合、学生寮の安全・安心を確保するため、速やかにハウジング・オフィスのスタッフが対応します。その際、必要に応じて学生寮の警備員や警察に連絡することもあります。

不審者を発見した場合は、直ちにチューターまたは管理人に連絡してください。

食材宅配(ウーバー等)

寮生は、宅配サービスを利用することができます。但し、寮生本人が学生寮の入口で受け取ってください。食材宅配サービスについては、本学キャンパス及び学生寮内への立ち入りを禁止しています。

違法行為・迷惑行為

盗難

本学は安全な環境の維持に努めていますが、盗難や紛失については責任を負いかねます。寮生は自分の持ち物を守るために積極的に行動し、盗難にあった場合は速やかにチューターに報告してください。

暴力・喧嘩

学生寮内で喧嘩や暴力沙汰が起きた場合は、次の手順に従ってください。

1. 暴力事件を目撃した場合は、自分と他の人の安全を優先してください。物理的な介入はしないこと。
2. 直ちに警察に連絡する。
3. 口論から障害に至った場合は、救急車を呼ぶ。

違法ダウンロード

ゲーム、音楽、ソフトウェア、映画、その他の著作権で保護されたメディアをインターネットを通じて違法にダウンロード、共有、配布する行為は、日本の法律、および本学則、本コミュニティガイドラインに違反します。本学および学生寮のネットワーク上での著作権侵害行為は固く禁じられています。また、著作権侵害が発生した場合、大学のインターネットサービスプロバイダが学生寮全体のサービスを停止することがあります。

本学は、著作権侵害を行った寮生や寮コミュニティへのインターネットアクセスを停止し、法執行機関と協力して、本学のリソースを利用して法を犯した寮生を特定します。

銃器、武器、爆発物

日本の法律および学校・学生寮の規則により、銃器または武器(作動可能か作動不可能かを問わない)、ペイントボール銃、エアソフトガン、BB ガン、ナイフ、その他の危険な武器等、これらの複製品および模造品、これらに限定されない類似の物品も含む、爆発物、その他武器となり得るもの(ガソリンなど)の所持・使用は禁止されています。

アルコール、タバコ、麻薬について

未成年者の酒類・タバコの所持・使用、20歳未満の者への酒類やタバコ製品を提供、大麻を含むすべての麻薬の所持は、日本の法律で禁止されています。違反した場合、没収、行動審査委員会への付託、学生センター行動委員会への付託、京都府警への付託が行われます。

上記に加え、アルコール、タバコ、麻薬に関する以下の行為は禁止されており、本学の校則および本コミュニティガイドラインの規程違反となります。

- ・ 学生寮内でのアルコール飲料の使用または所持
- ・ 学生寮内でのタバコの使用(学生寮外のキャンパス内の指定された喫煙場所を使用する)
- ・ 麻薬の使用や所持、処方箋薬の誤用、その他の違法薬物の使用や所持
- ・ その他の違法薬物の使用または所持

上記に加え、ハウジング・オフィスでは、以下の場合、当該寮生に指導を実施します。

- ・ 学生寮内での飲酒または所持している学生を発見した場合、ハウジング・オフィススタッフの監督のもと、アルコール飲料を処分するよう指導する
- ・ 学生寮内でタバコを使用している学生を発見した場合、ハウジング・オフィススタッフの監督のもと、タバコ等を処分するよう指導する
- ・ 大麻その他の違法な麻薬を使用または所持している寮生を発見した場合、警察に通報する

破壊行為

学生寮の備品に対する故意または過失による破壊行為はすべて記録され、ハウジング・オフィスに報告されます。割り当てられた部屋や設備、備品を破壊または紛失した場合、修理または交換にかかる費用は、当該寮生に請求されます。

ハウジング・オフィスが、共用エリア(廊下、ラウンジ、共用キッチン、建物に隣接するエリアなど)で破壊された物品の損耗が常識的な範囲を超えると判断した場合、その学生寮の寮生に費用を分担し求めることができます。

パニックや恐怖を引き起こす可能性のある武器の模型、レプリカ、小道具、デマも禁止されています。

喫煙

学生寮で喫煙は禁止されています。また、日本の法律により、20歳未満の喫煙は禁止されています。これら規則に違反した場合は、ハウジング・オフィス行動委員会または学生センター行動委員会に報告されます。

不審物を発見した場合

寮内で不審物を発見した場合は、速やかに管理人またはチューターに連絡してください。

目覚まし時計

寮生の目覚まし時計(時計、タイマー、携帯電話など)が騒音の原因となっている場合、ハウジング・オフィススタッフがその寮生の部屋に入り、目覚まし時計を止めることがあります。詳しくは本ガイドラインの『入室について』を参照してください。

ろうそく、ガスバーナー、その他火器

ろうそく、ガスコンロ、炭火、ランタン、ガスバーナー、線香など、直火を使用するものは、すべての学生寮で禁止されています。ハロゲンランプも火災の危険があるため禁止されています。

騒音

午後10時から午前7時の夜間の時間帯に、特に騒音をたてないように心がけましょう。この時間帯における「騒音」とは、発生源から1部屋離れた場所や学生寮の外で感知できる音や振動などを指します。

上記以外の時間帯でも、他者に迷惑をかけるような騒音をださないよう、心配りをしましょう。この時間帯において、発生源から3部屋離れた場所、または学生寮の外で感知できる音・振動等を「騒音」と定義します。

- ・ 騒音に関する方針に違反した場合、ハウジング・オフィス行動審査委員会に付託される
- ・ 窓枠やバルコニーへの音響機器やスピーカーの設置禁止
- ・ ヘッドホンを通した演奏のみ、楽器の演奏可能。詳しくは本コミュニティガイドラインの「楽器」の項を参照

その他迷惑行為

学生寮の正常な機能を妨げる行為は禁止されています。これには以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- ・ 関係者、同居する他寮生、または所有物の安全を脅かす行為
- ・ 大声で騒ぐこと
- ・ いたづら
- ・ ハラスメントに相当する行為
- ・ 破壊的または安全でない環境を作り出すような展示やデモ

- ・ みだらな行為
- ・ハウジング・オフィススタッフやその他職員の介入を必要とする行為

秩序を乱すような行為をした個人または団体は、器物破損の責任を問われることがあります。

無断立ち入り・使用について

寮生は、割り当てられた居室にのみ入ることができ、他の部屋については、その部屋が割り当てられた寮生の許可がなければ入ることができません。

勧誘と募金活動

本学の学生寮では、勧誘行為を禁止しています。学生寮内での募金活動はハウジング・オフィス主催の募金団体に限ります。

チラシおよびポスターの掲示

許可されていない(大学のスタンプがない)チラシやポスターは直ちに撤去されます。学生寮内やキャンパス内にチラシやポスターの掲示を希望する場合は、学生センターの指導と許可を得てください。

事故相談・メンテナンス依頼

近隣からの迷惑行為等や建屋や備品に不具合がみられた場合は、速やかに手続きをしてください。

問合せ先： 各学生寮の管理人（夜間の問合せはチューターまで）
チューター（電話帳参照）、CL

すべての寮生が快適に生活するために

その他の学生用宿泊施設

ハウジング・オフィスは、一般的な学生寮では対応が難しい学生からのニーズ(医療上の理由、性別の割り当て等)にも対応します。詳細な情報やガイダンスが必要な場合は、ハウジング・オフィスに連絡してください。

エモーショナル・サポート・アニマル(ESA)

ESAの同伴を希望する学生は、ハウジング・オフィスに相談してください。

ハンディキャップのある学生への配慮

本学では、適用される法律や方針に従い、障害を持つ方への合理的な配慮に努めています。特別な対応を必要とする学生が学生寮を希望する場合は、ハウジング・オフィスに連絡してください。ハウジング・オフィスは、学生支援室の協力を得て、要請を検討します。

ハウジング・オフィスがその対応に十分な時間を確保するため、上記のような希望は可能な限り早めに相談することが望まれます。

介助動物

介助動物を同伴される方は、ハウジング・オフィスにご相談ください。障がいのある学生は、その他の配慮が必要な場合に備えて、保健室への登録もお勧めします。

命を大切に

もし思い悩むようなことがあれば、あなたは一人ではないということを必ず思い出してください。信頼できる友人、家族、教授に相談しましょう。チューターやコミュニティリーダー、学生相談室を信頼し、相談してください。

匿名での相談も可能です。すでに自傷行為に及んだり、安全が確保できないと感じたりした場合は、すぐに警察に通報するか、救急車を呼びましょう。

楽器

他の寮生の迷惑にならないよう、ヘッドホンを使用して静かに演奏できる電気楽器は、常識的な時間帯であれば演奏することができます。ただし、夜間等はどのような騒音も禁止します。騒音に関する具体的な定義については、「騒音」の項を参照してください。

本方針には、音楽演奏を含む学生寮のイベントや、騒音防止を目的としたイベント等、例外措置が適用される場合があります。ただし、例外措置適用であっても、寮生や近隣住民への配慮を優先すること。吹奏楽部部員は、自室に楽器を保有できますが、学生寮内での演奏は騒音とみなします。

ペット

ペットを連れての入寮はできません。介助動物については、事前にハウジング・オフィスに相談してください。

研究

学生寮内で研究を行う場合は、ハウジング・オフィスの書面による事前承認が必要です。

コミュニティへ参加

学生寮コミュニティは、寮生が共に生活し、学ぶための環境を提供します。寮生同士が相互に交流し、関係を築くことができるイベント、取り組み、その他の参加の機会を促進します。プログラムやアクティビティは学生寮ごとに異なる場合があります。居住する学生寮に関係なく、各寮生はイベントに参加でき、他の寮生と交流ができます。

寮生は、才能を伸ばし、視野を広げるために、これらのプログラムに参加することが奨励されています。

チェックインミーティング

毎学期、コミュニティリーダーは各学生寮の寮生と個人面談を行い、フィードバックや懸念事項を取りまとめます。寮生はコミュニティリーダーに対し、自分の意見を率直に述べ、日常生活や学業に関する悩み等、サポートが必要なことを伝えるようにしてください。

コミュニティ評議会

コミュニティ評議会は、コミュニティリーダーの主導のもと、寮生の中から選ばれた代表者で構成されています。リーダーシップスキルを磨き、友情を築き、寮生同士やキャンパスコミュニティと交流するための素晴らしい機会になりうる場です。

ハウジング・オフィスの援助のもと、コミュニティ評議会では定期的なイベント、遠足、活動を企画しています。また、寮生からの要望に関するフィードバックを実施し、ハウジング・オフィスに報告します。詳細については、各学生寮にあるコミュニティ評議会のポスターを確認してください。

メンタープログラム

メンタープログラムは、留学生を主たる対象に、キャンパス内と学生寮内での「先輩」と「後輩」のマッチングを目的とした取り組みです。メンターにあたる先輩から後輩に生活に関する情報やアドバイスを提供し、学年を超えた友情ネットワークを育みます。

このプログラムでは、先輩と後輩の関係構築のほか、コミュニティ評議会と協力してイベント、活動、遠足を企画します。新入寮生は、後輩としてメンタープログラムに参加することが奨励されています。詳細については、キャンパス内のメンタープログラムのポスターもしくはメンタープログラムについてのページをご覧ください。

学友会

学友会は、ハロウィンフェスティバル、龍頭祭などを含む、毎年大規模なキャンパスイベントの企画と運営を担当する学生主導の組織です。リーダーシップスキルを磨き、多くの学生が参加するイベントをコーディネートすることに興味のある学生は、これらの組織に参加することをお勧めします。詳細については、キャンパス内にある生徒会のポスターを確認してください。

クラブ活動

本学では、さまざまな文化的および運動的関心に応える、学生が組織する多様なクラブおよび多数のサークルが存在します。サークルとは、共通の関心を中心としたカジュアルな交流とネットワーキングに重点を置いた小規模なクラブです。クラブやサークルの最新のリストは、学生発行のクラブ情報冊子「Frontier Spirits」を参考にしてください。

電話帳

用途・電話先	電話番号
救急車を呼びたいとき	119
火事のと看	119
警察署	110
A・B棟 緊急対応コールセンター	0120-060-749
A棟 管理人	080-7282-1088
A棟 チューター（女性）	090-8828-5497
A棟 チューター（男性）	090-9589-4306
B棟 管理人	070-3133-9605
B棟 チューター	090-9569-6517
C棟 チューター	090-8990-3751
C・D・E棟 緊急対応コールセンター	0570-200-166
D棟 管理人	070-1362-4495
D棟 チューター	070-3964-6036
E棟 管理人	070-1362-4495
E棟 チューター	090-9569-4318
K棟 チューター	080-8439-2274
ハウジング・オフィス	075-406-9240

住所録

学生寮	住所
A棟	615-0096 京都府京都市右京区山ノ内五反田町18番地
B棟	616-8121 京都府京都市右京区太秦垣内町3番7号

C棟	615-0095 京都府京都市右京区山ノ内西八反田町9-1 シティパレス京都三条
D棟	615-0091 京都府京都市右京区山ノ内御堂殿町13番地
E棟	615-0096 京都府京都市右京区山ノ内五反田町3-1
K棟	621-0805 亀岡市安町釜ヶ前2-4

対応可能時間

問合せ先	対応可能時間
A・B棟 管理人室	午前8:00～午後5:00（土日 午後4:30まで）
C・D棟管理人室	午前9:00～午後5:00
緊急対応コールセンター	24時間年中無休
ハウジング・オフィス	午前8:30～午後5:00（土日祝休み）
	メールでの問合せ: housing_office@kuas.ac.jp
保健室	午前8:30～午後5:00（土日祝休み）
	メールでの問合せ: health@kuas.ac.jp .
チューター	午後9:00～午前6:00

火災/地震時の避難場所および悪天候時の対応方法

学生寮	火災/地震時避難場所	悪天候時の対応
A棟	太秦キャンパス中庭	建物内では、窓から離れた内廊下に留まること。部屋のドアは閉めておくこと。
B棟	太秦小学校	窓から離れた内廊下で建物内に留まりなさい。部屋のドアは閉めておく。

C棟	太秦キャンパス中庭	浴室など、窓のない室内の部屋に留まる。部屋のドアは閉めておく。
D棟	太秦キャンパス中庭	窓から離れた内廊下にいる。部屋のドアは閉めておく。
E棟	太秦キャンパス中庭	窓から離れた内廊下にいる。部屋のドアは閉めておく。
K棟	亀岡市役所駐車場	浴室など、窓のない室内の部屋に留まる。部屋のドアは閉めておく。

届出へのリンク

退居届	延長届	外泊届	その他証明書
			